



2018/10

働き方改革

### 3年ぶりに変更された過労死防止対策大綱

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更・見直し案纏る 2018年7月24日に閣議決定！ 勤務間インターバル制度の周知、導入を設定

平成26年6月に成立し、同年11月から施行されている「過労死等防止対策推進法」では防止対策を効果的に推進するため「防止のための対策に関する大綱」を定めなければならないと規定され、27年7月に策定された「過労死防止対策大綱」が3年ぶりに変更されました。

これに基づき、厚労省では「推進協議会」を設置し大綱を取りまとめ、大綱は7月24日に閣議決定されました。

今回の大綱では過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指して次の4つの対策を効果的に推進するため、今後3年間で取組むと定めています。

- ① 調査研究等
- ② 啓発
- ③ 相談体制の整備
- ④ 民間団体の活動に対する支援

● 新たに次の3点が数値目標を織り込んで変更された

- ◇ 勤務間インターバル制度の周知・導入割合を2020年までに定めた一定割合まで達成する
- ◇ 仕事上の不安、悩み、ストレスについて職場等で相談先のある労働者割合を90%以上とする
- ◇ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場割合を60%以上とする

#### ■ 新大綱5つの要点

1 新たに周知や導入に関する数値目標として  
「第3 過労死等防止対策の数値目標」を設定

- ▣ 「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」とする(2020年まで)
- ▣ 勤務間インターバル制度について、労働者30人以上の企業の内

- ・勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満とする(2020年まで)
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業割合を10%以上とする(2020年まで)

- 年次有給休暇の取得率を70%以上とする(2020年まで)
  - メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする(2022年まで)
  - 仕事上の不安、悩み、又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする(2022年まで)
  - ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする(2022年まで)
- 

## 2 「第4・国が取り組む重点対策」の明記

「労働行政機関等(労働局・労基署・地方公共団体)における対策」を新たに設定し、関係法令等に基づき重点的に取り組む対策として、次の3点を明記した

- ① 長時間労働の削減に向けた取組みの徹底
- ② 過重労働による健康障害の防止対策
- ③ メンタルヘルス対策・ハラスメント対策

## 3 調査研究における重点業種等の追加

(過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある職種・業種)として、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療を引き続き対策とするとともに、近年の状況を踏まえ、建設業、メディア業界を追加したこと。又、宿泊業の取組みも記載したこと

## 4 勤務間インターバル制度の推進を記載

勤務間インターバル制度の推進ための取組みや、若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者等への支援の推進

## 5 職場におけるハラスメントの予防、解決のための取組みを明記

職場のパワハラ、セクハラ、マタハラ(妊娠・出産等へのハラスメント)を包括的に「職場におけるハラスメント」として位置付け、その予防・解決のため取組みを記載したこと

■ 施行期日への対応

「過労死防止対策へ向けた具体的数値を示した大綱」と「働きかた改革関連法」の施行日が2019年4月から残業時間の上限規制（中小は2020年4月）、有給休暇の取得義務化、勤務間インターバル制度（当面は努力義務化）、産業医の機能強化、高プロ制度の創設が施行されます。

労働時間の改善、有給休暇への対応、ハラスメント対策など、できるところから社内環境の整備に努めていきましょう。



アクセス×**ト** 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番

すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =